

計画変更審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事に係る契約締結後、設計変更の範囲を逸脱するような著しい変更または原契約を根本から変える変更（以下「計画変更」という。）に関し、適切な審査を行うため必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 計画変更の適切な執行を図るため、計画変更審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会への付議)

第3条 計画変更の対象となる工事の所管課長は、契約管理課長の意見を聞き、審査会に計画変更審査会付議書（様式第1号）（以下「付議書」という。）を提出しなければならない。なお、計画変更が市長の指示による場合は計画変更指示書（様式第2号）（以下「指示書」という。）を併せて提出しなければならない。

(審議)

第4条 審査会は次に掲げる事項について審議する。ただし、指示書により決定された事項については審議の対象としない。

- (1) 計画変更実施の可否
- (2) 計画変更の内容
- (3) 契約方法の決定（契約を解除し新たに契約を締結し直す方法、契約を更改する方法、契約の同一性を失わないで契約を変更する方法等）

(組織)

第5条 審査会の委員は、渋川市建設工事等入札審査会の委員を充てる。

(委員長)

第6条 委員長は、渋川市建設工事等入札審査会の委員長を充てる。

(審査会の開催)

第7条 委員長は、付議書を受理した場合、審査会を開催しなければならない。

2 審査会は、委員の半数以上の出席により開催できる。

3 審査会の審議事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

4 計画変更の説明は所管課長が行う。また、委員長が認めるときは、関係職員を同席または代理出席させることができる。

(庶務)

第8条 審査会の開催、運営に関する事務は、契約管理課が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

(元号) 年 月 日

計画変更審査会付議書

計画変更審査会委員長 様

所管課長

印

下記の工事について、当初の計画と著しい変更となる事案が生じたため、
計画変更審査会に付議します。

記

1 契約状況

- (1) 工事名
- (2) 工期
- (3) 契約日
- (4) 契約金額
- (5) 受注者

2 計画変更

- (1) 計画変更の内容
- (2) 計画変更に要する概算工事費、工事期間

3 計画変更の契約方法（契約管理課と協議）

審査会の同意

委員長	副委員長	委員	委員	委員	委員	委員

様式第2号

(元号) 年 月 日

計画変更指示書

所管課長 様

渋川市長 印

下記のとおり、計画の変更を指示する。

記

1 契約状況

- (1) 工事名
- (2) 工期
- (3) 契約日
- (4) 契約金額
- (5) 受注者

2 計画変更の指示事項